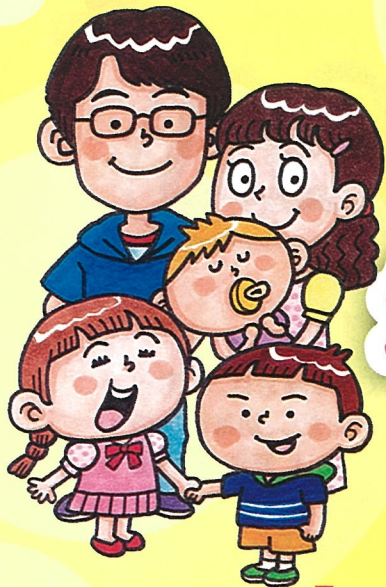


すべての子どもたちが健やかに育つ社会のために

2019年10月
スタート!

幼児教育・保育の 無償化

3歳から5歳までの
子どもたちの
幼稚園 保育所
認定こども園
などの利用料が
無償化されます。



幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

3歳～5歳 すべての子どもたちの利用料が無償化

0歳～2歳 住民税非課税世帯は利用料が無償化

対象となる
施設・サービス

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、2.57万円を上限として無償化されます。
- 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)はこれまで通り、各家庭の負担となります。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合

3歳～5歳 利用日数に応じて最大月額1.13万円までの範囲で無償化

- 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子どもたちが利用する預かり保育も含まれます。



認可外保育施設等を利用する子どもたち

市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合

3歳～5歳 月額3.7万円までの利用料が無償化

0歳～2歳 住民税非課税世帯は月額4.2万円までの利用料が無償化

対象となる
施設・サービス

認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

- 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用していない方が対象となります。
- 市町村が無償化対象施設等であることを確認した施設等のみが対象となります。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

3歳～5歳 利用料が無償化

対象となる
施設・サービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 幼稚園・保育所・認定こども園と上記施設・サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。



3歳～5歳 …… 満3歳になった後の4月1日から^{*}小学校入学前まで

0歳～2歳 …… 0歳から満3歳になった後の3月31日まで

※ 幼稚園の利用料は、満3歳から

住民税非課税世帯等は、市町村によって異なります。
詳しくは各市町村にお問い合わせください。



教えて無償化

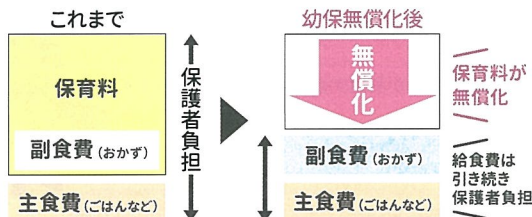


Q1 無償化にあたり、手続きが必要ですか？

A1 幼稚園※、保育所、認定こども園等に入所している場合は、利用料(保育料)の無償化のための手続きは不要です。ただし、幼稚園での預かり保育や認可外保育施設等の利用にあたっては、原則、施設を通して、又は市町村に直接、無償化のための申請が必要です。
 ※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、手続きが必要です。

Q2 給食費など、これまで施設に支払っていた費用がすべて無償になるのですか？

A2 実費として徴収されている費用(通園送迎費、行事費など)はこれまで通り各家庭の負担となります。給食費(主食費、副食費)についても、これまで施設による徴収又は保育料の一部として保護者の方に負担していただいております。今後、3~5歳児の保育料は無償化されますが、給食費については、自宅で子育てをする場合にかかる費用のため、引き続き保護者の負担となります。



年収約360万円未満の世帯は、国の制度で副食費が無償化されます。また、保育所等に通う年収約640万円未満の世帯の第3子以降の3~5歳児は、県と市町村が連携して副食費が無償化されます。市町村によっては、独自に副食費を軽減・無償化しているところもありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q3 0~2歳児への保育料の軽減・無償化はどうなりますか？

A3 住民税非課税世帯が無償となる2019年10月以降も、県と市町村が連携して、多子世帯や一定の低所得世帯に対する保育料の軽減・無償化を継続いたします。

	年収	内容
第1子	約360万円未満	ひとり親など 無償
		上記以外 1/2軽減
第2子	約360万円未満	無償
第3子以降	約640万円未満	無償
	約640万円以上	1/2軽減

市町村によっては、独自に保育料の軽減・無償化を実施しているところもあります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



国のホームページでも「幼保無償化」について詳しい情報を公開しています。
<https://www.youhomushouka.go.jp>

Q4 「幼保無償化」について質問がある場合の問い合わせ窓口はありますか？

A4 各市町村担当窓口一覧 お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

富山市	こども支援課	TEL 076-443-2252 TEL 076-443-2059 TEL 076-443-2165	小矢部市	こども課	TEL 0766-67-8603
高岡市	子ども・子育て課	TEL 0766-20-1377	南砺市	こども課	TEL 0763-23-2010
魚津市	こども課	TEL 0765-23-1079	射水市	子育て支援課	TEL 0766-51-6629
氷見市	子育て支援課	TEL 0766-74-8116	舟橋村	生活環境課	TEL 076-464-1121 (代表)
滑川市	子ども課	TEL 076-475-2111 (代表)	上市町	福祉課	TEL 076-472-1111 (代表)
黒部市	こども支援課	TEL 0765-54-2577	立山町	健康福祉課	TEL 076-462-9955
砺波市	こども課	TEL 0763-33-1111 (代表)	入善町	結婚・子育て応援課	TEL 0765-72-1852
			朝日町	住民・子ども課	TEL 0765-83-1100 (代表)